

基準 11 . 社会的責務

11 - 1 . 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11 - 1の視点》

11 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11 - 1 - 組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11 - 1の事実の説明(現状)

11 - 1 -

- ・本学では、教職員が遵守すべき組織倫理に関する規程として就業規則及び服務規程を定めている。就業規則では、「学園も職員も、ともに信義を重んじ、誠意をもって、この規則を守り、明朗な就業環境を確立し、教育の振興と学園の発展を期して努めなければならない。」と述べている。服務規程では、「職員は学園の規則・規程を守り、品位を重んじ、業務上の指示・命令に従い、自己の業務に専念し、能率を高め、互いに協力して学園の秩序を維持しなければならない。」と述べている。
- ・また、研究に係わる教職員及び学生が遵守すべき基本原則として、下記の「中部大学における研究者の行動規範」を定めている。

中部大学における研究者の行動規範

中部大学は、「『不言実行、あてになる人間』を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する。」ことを基本理念としている。特に研究上の使命として、「社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献する。」ことを謳っている。中部大学の研究者は、この基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない。

一方、近年、国内外において、研究活動や研究費の使用に関して研究者の倫理に悖る行為が問題となっており、研究者が自ら高い倫理意識を持って研究を推進すると同時に、研究機関も責任ある対応をしていくことが強く求められている。上記の認識のもとに、中部大学は、研究の自由と研究者の自主性を尊重しつつ、適正な研究活動が推進できるように、以下の研究者の行動規範を策定する。

- 1 . 本学の研究者は、自らが生み出す研究成果の質を保証する責任を有するとともに、その研究成果を通して環境と調和した人間社会の持続的発展に貢献する責任を有する。

2. 本学の研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、誠実に公正な研究の推進に努めるとともに、常に自らの専門知識や研究能力の向上に努める。
3. 本学の研究者は、自らの研究の意義と成果を積極的に公開して、対外的な説明責任を果たすとともに、社会との対話・連携に努める。
4. 本学の研究者は、自らの研究を遂行するにあたって、データの捏造や盗用等の研究活動の不正行為、及び研究費の不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守しつつ、適正な活動を行う。また、他の研究者や大学関係者と連携しつつ、責任ある研究の実施と不正行為等の防止を可能にする研究環境の整備や質的向上にも努める。
5. 本学の研究者は、学内で不正行為等の疑いがある場合は、申し立て窓口に申し立てを行うことができる。その際、大学側は申し立て者及び調査対象者の人権や機密保持に十分な配慮をする。なお、不正行為等に関する手続き、調査、処置については別に定める。
6. 本学の研究者は、他者の研究成果に対する正当な評価、実験対象の動物等の適正な取り扱いに努め、社会からの高い信頼を得るようにする。
7. 中部大学は、研究者倫理委員会を置いて、研究者倫理に関する様々な問題を審議し、必要な対応措置をとる。

- ・上記の行動規範のもとに、「研究者倫理委員会規程」、「利益相反検討専門委員会内規」、「中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」等が定められている。今後更に関係する内規等を整備していく予定である。

11 - 1 -

- ・就業規則や服務規程に関しては教職員としての採用後に行われる新人説明会で周知し、遵守することを徹底している。
- ・研究者倫理に関する問題を扱う全学委員会として「研究者倫理委員会」が設置され、関係規程等の審議・作成、問題が生じたときの対応・処理にあたることとなっている。また、教職員への周知方策として、説明会の実施、全職員への「研究ガイドブック」の配布等を行っている。
- ・組織倫理や研究者倫理に反する行為があると疑われた場合は、調査委員会で十分な調査を行った後、学長が裁定する。不正行為があったと判断された場合は、法人の懲戒委員会で審議し、理事長が処分に責任を持つこととなっている。

(2) 11 - 1の自己評価

- ・組織倫理や研究者倫理に関する主要な学内規程等は概ね定められている。
- ・それらの規程及び関係する委員会は適切に運営され、問題が生じた場合に対応する体制も整備されている。

- ・組織倫理や研究者倫理に関する諸規程の教職員への周知は、「研究ガイドブック」を作成し、配布しているが、まだ十分とは言えない。

(3) 11 - 1の改善・向上方策(将来計画)

- ・組織倫理や研究者倫理に関する主要な規程は制定されたので、今後は内規等の下部規則を更に整備していく。
- ・教職員への研究者倫理に関する意識を高め、問題を未然に防ぐために、教職員への周知、広報活動を更に強めていく。

11 - 2 . 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11 - 2の視点》

11 - 2 - 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11 - 2の事実の説明(現状)

- ・防災関係については「中部大学防災管理規程」に基づいて、「防災管理委員会」が災害・事故等の防止に必要な具体策を検討・実施しているが、詳細については、「防災管理委員会」の専門部会である「防災対策協議会」において火災・震災その他の災害の防止に必要な具体策を検討し、毎年計画的に防災訓練、安全点検、防災講演会等を実施している。
- ・大規模な地震災害等に備えて飲料水および簡易食料(1,000人×2日分)を備蓄しており、「緊急連絡網(夜間・休日用)」、「災害発生時の緊急出動要員」についても整備されている。また「安全の手引(学生用)及び「安全必携・地震防災ハンドブック」(学生用・職員用)を毎年発行している。
- ・建物の耐震化については基準9 - 2で記述しているが、平成9(1997)年に9号館を日本で初めて、既存の建物をそのまま免震化する「免震レトロフィット」による免震構造の建物に改修して以来、旧建築基準で建設されている建物の耐震診断を実施し補強工事を計画的に進めて安全の確保に努めている。
- ・地震などの大災害発生時には安否確認が必要であるが、本学では平成16(2004)年度から、大学が必要に応じ電話・E-Mailを利用して本人・家族の安否確認ができる「安否確認通報システム」を構築し、毎年実施している防災講演会の後に、システム運用訓練を実施している。
- ・地域連携としては、平成18(2006)年5月、本学と春日井市は「春日井市と中部大学との相互協力の強化に関する協定」を締結した。災害対応に関する事項としては、「災害時におけるボランティア活動や災害時負傷者等の収容に関する相互協力を行い、また、相互の災害情報発信機能の強化を図る」ことなどが主な内容である。
- ・セクシャル・ハラスメントへの対応としては、その未然防止と学生・職員及び関係者の人権を守るために平成11(1999)年「セクシャル・ハラスメントに関する指針」を制定し、相談窓口及び相談窓口担当者を明確にして対応している。電子メールによる相談にも応じている。「セクシャル・ハラスメント対策委員会」はパンフレット(学生用・職員用)を発行して周知の徹底を図っている。
- ・個人情報保護については、個人情報保護法の完全実施を受け平成17(2005)年4月、「学

中部大学

校法人中部大学個人情報保護方針」を策定し、学園の規程として「個人情報の保護に関する規程」を制定し、法令の遵守はもちろん、学園及び教職員が果たすべき責務を明確に規定し施行している。これを補うガイドラインとして「個人情報保護に関する基本的なチェックポイント」を準備するなど徹底を図っている。

- ・学内において多くの実験を計画し実施しているが、その際の安全を確保するため、また、適正な実施を図るために、「中部大学動物実験指針」、「中部大学組換え DNA 実験規程」、「中部大学研究用微生物安全管理規程」、「中部大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程」、「中部大学放射線障害予防規程」、「中部大学廃棄物処理取扱規程」等の指針や規程を定め、その徹底を図るとともに細心の注意を払って安全を確保している。
- ・学内の警備体制は警備員昼間 6 人、夜間 6 人の体制で実施している。校地が広く建物も多いので、特に夜間の防犯と学生の安全確保に努力している。女子学生が多いため、キャンパス内は夜間でも学生が安心して往来できるように校舎内外の照明を多く設置している。また、女性警備員を配置して女子ロッカールームや女子トイレの巡回（昼間）なども行っている。
- ・その他、学生部が中心となり、学生に対して、交通安全に関する講習会を開催したり、喫煙、飲酒、セクシャル・ハラスメント、悪徳商法等についてもオリエンテーション等において印刷物を配付して注意したり、学生課窓口に資料を置いて注意を喚起している。学生からの悩みやトラブルの相談は、「学生相談室」を設けて専任の女子職員を配置し、専任の教育職員（カウンセラー）1 人、非常勤のカウンセラー 3 人で対応している。
- ・教職員の安全衛生の維持向上、労働災害防止や健康障害防止等については、労働安全衛生法に基づいて設置された「衛生委員会」において対応している。なお、「保健管理室」は、看護師 2 人が常駐して対応している。
- ・管理運営、特に会計監査等については、監事監査を実施するとともに、監事が評議員会、理事会に常に出席している。監査法人の会計監査では情報交換を密にして対応している。法的な対応としては、常に顧問弁護士と相談できる体制が整っている。
- ・危機管理体制の整備としては、平成 19(2007)年 4 月、「中部大学危機管理委員会規程」を定めて、「中部大学危機管理委員会」を発足させ、危機管理全般にわたって取り組む体制を立ちあげることができた。

(2) 11 - 2 の自己評価

- ・名古屋地区は、東海地震、東南海地震がいつ発生しても不思議ではないと指摘されている地域であり、震度 6 弱以上の地震の発生する確率が高い地域（30 年以内に震度 6 弱以上の確率 37%）になっているので、本学は特に防災への取組みと安全の確保に努力している。この取組みを更に強化するために、「危機管理委員会」を発足させ、危機管理体制を整えたことは大きな前進であった。また、春日井市と「相互協力の強化に関する協定」を締結し、新たな活動のスタートができたことは大きな収穫であった。
- ・学内外に対する危機管理体制の整備はまだ十分とはいえないが、年々充実し、かつ適正に機能していると判断している。

(3) 11 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「災害発生時の緊急出動要員」を任命しているが、まだ実際の訓練を実施していないので、大規模地震を想定した実地訓練を計画している。
- ・「危機管理委員会」を発足させ危機管理体制を整えることができたので、すでに準備している「危機管理ガイドブック」、「スポークスマン及び広報窓口の心得」(マスコミ対応マニュアル)、「職員ハンドブック」を作成する予定である。
- ・危機管理体制をしっかりと整えて、学生が安心して学べる教育環境を充実し、また、安定した経営基盤が確立できるように一層の努力を重ねて、社会的責任を果たしていく。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明(現状)

- ・本学の全教員の教育研究及び社会貢献活動の成果については、毎年、「教育・研究活動に関する実態資料」として詳細にまとめ、学内の教育活動改善のための資料として公表している。
- ・各研究所(常設の研究所及び高度化推進事業の研究センターを含む)は、毎年、研究成果を紀要としてまとめ、学内外に公表している。また、多くの学部・研究科においても、毎年、研究成果を紀要としてまとめ公表している。
- ・研究者個人は、学協会の専門誌、国際会議、国内学会において研究成果を発表し、対外的な発信に努めている。
- ・教育成果に関しては、「教育総合評価・表彰制度」により、優秀な教員の表彰を行い、学内に公表している。

(2) 11-3の自己評価

- ・本学の教育研究成果は、実態資料や紀要、専門誌や学会等をとおして、概ね適切に学内外に公表されている。
- ・しかし、その成果をもっと広く社会に発信するという点ではまだ不十分である。特に、教育研究成果のHP(ホームページ)をとおしての広報活動はまだ十分行われていない。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の教育研究成果に対する専門的評価を一層高めるために、専門誌や学会等をとおして学外に発信する活動を更に活発化していく。
- ・本学の教育研究成果をもっと広く社会に発信する組織的な取り組みを行っていく。特に、HPをとおして行う広報活動を立ち上げていく。

[基準11の自己評価]

- ・組織倫理や研究者倫理に関する主要な学内規程等は定められ、それらの規程及び関係す

中部大学

る委員会も適切に運営されているが、諸規定等の教職員への周知はまだ十分とはいえない。

- ・東海地区は、東海地震、東南海地震の発生が予測されている地域なので、本学は防災への取組みと安全の確保に努力してきた。最近、学内に「危機管理委員会」を発足させたこと、春日井市と「相互協力の強化に関する協定」を締結できたことは、大きな前進である。
- ・本学の教育研究成果は、実態資料や紀要、専門誌や学会等をとおして適切に学内外に公表されているが、HP等をとおして更に広く社会に発信する必要がある。

[基準11の改善・向上方策(将来計画)]

- ・組織倫理や研究者倫理に関する内規等の下部規則の整備を行うとともに、教職員への研究者倫理等に関する周知・広報活動を更に強化していく。
- ・「災害発生時の緊急出動要員」に対する大規模地震を想定した実地訓練を行う。
- ・「危機管理ガイドブック」、「スポークスマン及び広報窓口の心得」(マスコミ対応マニュアル)、「職員ハンドブック」を作成し、危機管理体制を整えて、学生が安心して学べる教育環境を充実し、また、安定した経営基盤が確立できるように努力していく。
- ・本学の教育研究成果に対する社会的評価を一層高めるために、その成果を広く社会に発信する組織的な取り組みを強めていく。